

(14) 道路及び水路等の維持管理について

1. 各集落において、下記の維持管理等をよろしくお願いします。

- ① 町道等道路の路肩の草刈り及び側溝の清掃
- ② 用排水路の土砂等の除去及び清掃
- ③ 道路に張り出している木の枝の撤去

2. 梅雨、台風時期の豪雨に対し、道路側溝、用排水路の維持管理をして災害の防止に努めてください。

3. 町内での不法投棄、道路及び水路へのポイ捨てが後を絶ちません。不法投棄は犯罪です。決して行わないよう、各区でも周知をお願いします。

※廃棄物を不法投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、「5年以下の懲役」若しくは「1000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）」、又はその両方が科されます。

4. 下記の時には、地域整備課まで連絡をよろしくお願いします。

- ① 道路、水路等に災害（土砂崩れ・落石など）が発生した時
- ② 町道の補修（路面の穴埋め等）に補修材（簡易アスファルト）が必要な時
※補修材（簡易アスファルト）は地域整備課に在庫があります。
- ③ 道路の異常に気づいた時（マンホールや暗渠付近の路面が下がるなど）
- ④ 水道管破損と思われる時（晴れているのに路面が濡れている、水が噴いているなど）

【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室

担当：山根賢志・渡辺歩

電話：68-5539 FAX 68-3866

メールアドレス kankyouseibi@houki-town.jp